なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。
ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。
ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。
ｃ）最大支間長が50m以上の工事。
② 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、海上工事においてａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作及び架設した工事実績を有すること。
なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。
ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。
ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。
ｃ）最大支間長が20m以上の工事。
⑸ 標準的な施工方法が適正であること。（入札説明書参照）
⑹ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、現地での架設期間については専任で配置できること。（現地での架設期間は平成28年２月から平成30年１月を予定している。）
架設現場の配置予定技術者と製作現場（工場）の配置予定技術者は同一でなくてもよい。ただし、架設現場の配置予定技術者は、①から⑤の基準を満たす者であること。また、製作現場（工場）の配置予定技術者は①④⑤の基準を満たす者であること。
① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
② 単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、平成12年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、海上工事においてａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を架設した施工実績の経験を有すること。
なお、ａ）からｃ）までは同一工事であること。
ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。
ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。
ｃ）最大支間長が20m以上の工事。
③ 特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成12年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、海上工事においてａ）及びｂ）に掲げる基準を満たす鋼橋を架設した施工実績の経験を有すること。
なお、ａ）及びｂ）は同一工事であること。
ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。
ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。
④ 監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
⑤ 配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑻ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）
⑽ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また入札説明書に示す発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者、当該受託者の担当技術者の出向・派遣元、及び当該受託者の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３ 総合評価に関する事項
入札参加者は、価格及び技術提案並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑶による。）を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
⑴ 評価対象要件
① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
② 発注者における要求要件を実現できると認められること。
③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
⑵ 本工事の総合評価落札方式の加算点については、発注者における要求要件を実現できると認められる企業に標準点100点を付与する。技術提案を行った企業に対しては、技術提案書及び資料等の内容に応じ加算点を最大60点付与する。施工体制評価点は、入札説明書に定めるところにより最大30点与える。加算点及び評価方法は、入札説明書のとおり。
⑶ 評価値の最も高い者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑷ 評価値は以下の算定式で評価する。
評価値＝{標準点＋加算点＋施工体制評価点}
÷入札価格
⑸ 技術提案資料は、入札説明書に基づき作成し提出するものとする。
⑹ 技術提案の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して行う。なお、技術提案を提出したが適正と認められなかった者は、その理由に対して、苦情の申し立てを行うことができる。
⑺ 実施上の留意事項
① 受注者により技術提案された内容に対して、受注者の責により提案が履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。
② 減点の範囲は最大10点とし、その範囲は入札説明書のとおりとする。
また、履行確認において虚偽の履行確認に係る資料提出等不誠実な行為をした場合は、「請負工事成績評定」から最大20点の減点を行う。
③ 請負者の責により技術提案が履行されない場合は、技術評価点の見直しを行い、当初の技術評価点から減点割合に応じて、違約金を徴収する。ただし、違約金額は請負価格の10％を上限とする。
④ 受注者の責により提案が履行できない場合とは、災害またはその他特別な事情がある場合以外のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。
⑻ その他
① 技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
② 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。